

○運転免許技能試験事務の取扱いに関する規程

(昭和40年9月1日公安委員会規程第3号)

〔沿革〕 昭和48年3月公安委員会規程第1号、平成13年10月第6号、19年3月第1号、5月第2号、25年3月第1号、29年2月第2号、令和元年11月第5号改正

運転免許技能試験事務の取扱いに関する規程を次のように定める。

運転免許技能試験事務の取扱いに関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第97条及び道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第24条に基づく技能試験の事務の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(試験車両基準)

第2条 技能試験に使用する車両の基準は、別表のとおりとする。

(試験車両の指定)

第3条 技能試験に使用する自動車の指定は、指定申請者に指定書（様式第1号）を交付して行うものとする。

(技能試験を行う者の指定)

第4条 技能試験を行う者（以下「試験官」という。）は、岩手県警察に勤務する職員のうち巡査部長以上の階級にある警察官又は巡査部長相当職以上の一般職員のうちから指定するものとする。

(証票)

第5条 前条の規定により指定された試験官に対しては、証票（様式第2号）を交付するものとする。

2 前項の試験官は、技能試験に従事するときは証票を携帯しなければならない。

(雑則)

第6条 この規程を実施するため必要な事項は、岩手県警察本部長が定める。

附 則

この規程は、昭和40年9月1日から施行する。

附 則（昭和48年3月20日公安委員会規程第1号）

この規程は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則（平成13年10月2日公安委員会規程第6号）

この規程は、平成13年10月2日から施行する。

附 則（平成19年3月27日公安委員会規程第1号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年5月15日公安委員会規程第2号）

この規程は、平成19年6月2日から施行する。

附 則（平成25年3月19日公安委員会規程第1号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成29年2月22日公安委員会規程第2号）

この規程は、平成29年3月12日から施行する。

附 則（令和元年11月27日公安委員会規程第5号）

1 この規程は、令和元年12月1日から施行する。

2 運転することができる大型自動二輪車及び普通自動二輪車をオートマチック・トランスミッションその他のクラッチの操作を要しない機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない大型自動二輪車及び普通自動二輪車（以下「AT二輪車」という。）に限る大型自動二輪車免許に係る技能試験に使用する標準試験車両は、別表の規定にかかわらず、当分の間、総排気量0.600リットル以上1.300リットル以下で、かつ、車両重量200キログラム以上のAT二輪車とする。

別表

試験車両基準表

1 標準試験車両

免許の種類	自動車の区分	車体の大きさ等			装置
		長さ（メートル）	幅（メートル）	最遠軸距（メートル）	
大型自動車免許及び大型自動車仮免許	最大積載量10,000キログラム以上の大型自動車	11.00以上 12.00以下	2.40以上 2.50以下	6.90以上 7.20以下	補助ブレーキを有するもので、車軸が3軸以上のものであること。
中型自動車免許及び中型自動車仮免許	最大積載量5,000キログラム以上6,500キログラム未満の中型自動車	7.00以上 8.00以下	2.25以上 2.50以下	4.10以上 4.40以下	補助ブレーキを有するものであること。
準中型自動車免許及び準中型自動車仮免許	最大積載量2,000キログラム以上4,500キログラム未満の準中型自動車で、前軸輪距が1.30メートル以上のもの	4.40以上 4.90以下	1.69以上 1.80以下	2.50以上 2.80以下	補助ブレーキを有するものであること。
普通自動車免許、普通自動車第二種免許及び普通自動車仮免許	乗車定員5人以上の専ら人を運搬する構造の普通自動車（以下「普通乗用車」という。）で、輪距が1.30メートル以上のもの	4.40以上 4.90以下	1.69以上 1.80以下	2.50以上 2.80以下	補助ブレーキを有するものであること。
大型特殊自動車免許及び大型特殊自動車第二種免許	車両総重量5,000キログラム以上の車輪を有する大型特殊自動車で20キロメートル毎時を超える速度を出すことができる構造のもの（カタピラを有する大型特殊自動車のみを運転しようとする者については、車両総重量5,000キログラム以上のカタピラを有する大型特殊自動車）				
大型自動車二輪車免許	総排気量0.700リットル以上の大型自動車二輪車		総排気量0.700リットル以上1.300リットル以下で、かつ、車両重量200キログラム		

		以上のもの			
普通自動二輪車免許	総排気量0.300リットル以上の普通自動二輪車（総排気量0.125リットル以下の普通自動二輪車（以下「小型普通自動二輪車」という。）に限り運転することができる普通自動二輪車免許にあっては、総排気量0.090リットル以上0.125リットル以下のもの）	総排気量0.300リットル以上の普通自動二輪車については、車両重量140キログラム以上のもの			
牽引免許及び牽引第二種免許	牽引されるための構造及び装置を有する車両（以下「被牽引車」という。）を牽引するための構造及び装置を有し、かつ、専ら牽引のために使用される中型自動車で被牽引車（最大積載量5,000キログラム以上のものに限る。）を牽引しているもの				牽引車は四輪の中型自動車（車両総重量11,000キログラム未満、第5輪荷重6,500キログラム未満、乗車定員29人以下）に限る。
大型自動車第二種免許及び大型自動車仮免許	乗車定員30人以上のバス型の大型自動車	10.00以上11.00以下	2.40以上2.50以下	5.15以上5.35以下	補助ブレーキを有するものであること。
中型自動車第二種免許及び中型自動車仮免許	乗車定員11人以上29人以下のバス型の中型自動車	8.20以上9.30以下	2.25以上2.50以下	4.20以上4.40以下	補助ブレーキを有するものであること。

備考 公安委員会が提供した自動車を使用することが困難な場合に限り、公安委員会が指定した自動車を使用するものとする。

2 特例試験車両

自衛官が自衛隊用自動車を運転するため免許の申請があった場合

特別の必要がある場合	免許の種類	試験車両
	大型自動車免許及び大型自動車仮免許	最大積載量6,000キログラム以上の大型自動車で長さ6.65メートル以上、幅が2.40メートル以上及び最遠軸距が4.40メートル以上の

		自衛隊用大型自動車
	普通自動車免許及び普通自動車仮免許	最大積載量3 / 4トン以上の四輪の自動車
	牽引免許	1 被牽引車で最大積載量2,000キログラム以上のものを牽引するための構造及び装置を有する四輪の大型自動車、中型自動車又は普通自動車（専ら牽引のために使用されるものを除く。）で牽引しているもの 2 最大積載量2,000キログラム以上の被牽引車を車両総重量5,000キログラム以上のカタピラを有する大型特殊自動車（牽引するための構造及び装置を有するものに限る。）で牽引しているもの
大型特殊自動車のうち農耕作業用自動車のみを運転するため大型特殊自動車免許の申請があった場合	大型特殊自動車免許	車両総重量1,300キログラム以上の車輪を有する農耕作業用自動車で20キロメートル毎時を超える速度を出すことができる構造のもの
大型特殊自動車免許を有する者が農耕作業用自動車のみによって被牽引車を牽引して運転するため牽引免許の申請があった場合	牽引免許	最大積載量2,000キログラム以上の被牽引車を車両総重量1,500キログラム以上の車輪を有する農耕作業用自動車（被牽引車を牽引するための構造及び装置を有し、かつ、20キロメートル毎時を超える速度を出すことができる構造のものに限る。）が牽引しているもの
普通自動車を運転できる免許を有する者がセミトレーラ以外の被牽引車で車両総重量2,000キログラム未満のもののみを牽引するため牽引免許の申請があった場合	牽引免許及び牽引第二種免許	キャンピングトレーラその他の車両総重量2,000キログラム未満の被牽引車で、セミトレーラに該当しないもの

3 身体障害者用試験車両

免許の種類	自動車の種類	装置
大型自動車免許及び大型自動車仮免許	標準試験車両と同一規格以上の大型自動車標準試験車両の規格に該当しない大型自動車	補助ブレーキを有するものであること。
		補助ブレーキを有するものであること。
中型自動車免許及び中型自動車仮免許	標準試験車両と同一規格以上の中型自動車	補助ブレーキを有するものであること。
	標準試験車両の規格に該当しない中型自動車	補助ブレーキを有するものであること。
準中型自動車免許	標準試験車両と同一規格以上の	補助ブレーキを有するもの

許及び準中型自動車仮免許	準中型自動車	であること。
	標準試験車両の規格に該当しない準中型自動車	補助ブレーキを有するものであること。
普通自動車免許、普通自動車第二種免許及び普通自動車仮免許	標準試験車両と同一規格以上の普通乗用車	補助ブレーキを有するものであること。
	標準試験車両の規格に該当しない普通自動車（標準試験車両と同一規格以上の普通乗用車及び長さが3.40メートル以下、幅が1.48メートル以下及び高さが2.00メートル以下の普通自動車（内燃機関を原動機とする自動車にあつては、総排気量が0.660リットル以下のものに限る。以下「軽車（660）」という。）を除く。）	補助ブレーキを有するものであること。
	軽車（660）	補助ブレーキを有するものであること。
大型特殊自動車免許及び大型特殊自動車第二種免許	標準試験車両と同一規格以上の大型特殊自動車	補助ブレーキを有するものであること。
	標準試験車両の規格に該当しない大型特殊自動車	補助ブレーキを有するものであること。
大型自動二輪車免許	標準試験車両と同一規格以上の大型自動二輪車	
	標準試験車両の規格に該当しない大型自動二輪車	
普通自動二輪車免許	標準試験車両と同一規格の普通自動二輪車	
	標準試験車両と同一規格の小型普通自動二輪車	
	標準試験車両の規格に該当しない普通自動二輪車	
牽引免許及び牽引第二種免許	標準試験車両と同一規格以上の被牽引車を牽引している牽引車	補助ブレーキを有するものであること。
	標準試験車両の規格に該当しない被牽引車を牽引している牽引車	補助ブレーキを有するものであること。
大型自動車第二種免許及び大型自動車仮免許	標準試験車両と同一規格以上のバス型の大型自動車	補助ブレーキを有するものであること。
	標準試験車両の規格に該当しないバス型の大型自動車	補助ブレーキを有するものであること。
中型自動車第二種免許及び中型自動車仮免許	標準試験車両と同一規格以上のバス型の中型自動車	補助ブレーキを有するものであること。
	標準試験車両の規格に該当しないバス型の中型自動車	補助ブレーキを有するものであること。

様式第1号 (第3条関係)

岩手県公安委員会第 号
年 月 日

住 所

法人名又は氏名

岩手県公安委員会 印

指 定 書

年 月 日付け申請のあった次の自動車を道路交通法施行規則第24条
第7項により、技能試験に使用する自動車として指定します。

車 種	車 名	年 式	登 録 番 号

様式第2号 (第5条関係)

No	証 票
	所 属
	官 職 氏 名
上記の者は、道路交通法施行規則第24条第8項の規定による指定を受けた 技能試験を行う者であることを証明する。	
年	月 日
	岩手県公安委員会 印